

住まいの活用相談

「不動産ダイレクト相談制度」

仙台市は9つの専門団体と「仙台市における既存住宅の活用に向けた相談体制の構築に関する協定」を締結し、既存住宅活用促進による空き家の未然防止に努めています。

- 売買もしくは賃貸で活用したいという意向が固まっているものの、どこに相談したらよいかわからない、不動産事業者を選ぶのが難しい方に、「公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会」、「公益社団法人 全日本不動産協会宮城県本部」、「公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会宮城県支部」の協力にて推薦された不動産事業者を紹介することができます。



- 次の①～③に該当する場合、本制度をご利用できます。
 - ①住宅等の所有者ご本人からの相談(相続手続きが完了していることが要件)
 - ②売買もしくは賃貸での活用を希望
 - ③不動産事業者への相談を希望

- 不動産売買や賃貸などの不動産取引について、住宅等の所有者ご本人が不動産事業者に直接相談できます。
本制度でのご相談は無料です。

- 住宅等の所有者ご本人が、別紙の名簿より相談する不動産事業者を選び、不動産事業者に本制度での相談を希望する旨を電話などで連絡のうえ、相談して下さい。

相談者のご希望に応じて、住宅政策課がお聞きした相談概要を事前に不動産事業者へ伝えるなど、住宅政策課でお手伝いすることが可能です。ご希望される場合は住宅政策課にご連絡ください。
(相談者ご自身が、名簿から不動産事業者を決めてください。)

- 相談後、そのまま不動産事業者に不動産の仲介業務(有償)を依頼することもできます。

【不動産事業者(相談事業者)の方へ】

住まいの活用相談「不動産ダイレクト相談制度」による相談を希望されている所有者の方ですので、対応をお願いいたします。

また、住まいの活用相談シートを持参していなかった場合は、半年ごとの経過報告時に報告してください。



お問合せ：仙台市 住宅政策課 (022-214-8330)

裏面(相談の流れ)もご覧ください

不動産ダイレクト相談制度の流れ

まずは、**仙台市 住宅政策課**へお電話にて問合せください。

電話番号：022-214-8330（直通）

業務時間：8時30分～17時15分（土日祝日・年末年始除く）

仙台市青葉区二日町 12-34 二日町第五仮庁舎 9階

内容に応じて、相談窓口を紹介します。

希望される方は住宅政策課がサポートします。

【次の①～③に該当する場合】

- ① 所有者ご本人からの相談
〔相続手続きが完了している〕
ことが要件
- ② 売買もしくは賃貸の活用を希望
- ③ 不動産事業者への相談を希望

【①～③に該当しない場合】

専門団体無料相談制度

不動産・法務・建築の専門団体の
無料相談窓口をご紹介します

不動産ダイレクト相談制度

上記①～③を確認の上、不動産団体が推薦する不動産事業者の一覧をお渡しします。

相談する不動産事業者はご自身で決めてください。

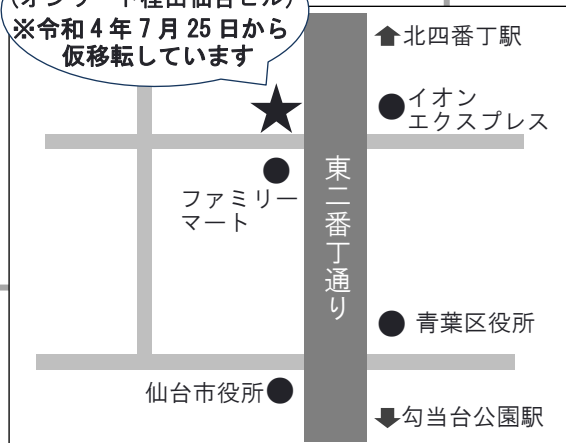
- ・ご希望に応じて、市職員が伺った相談概要を記載した「住まいの活用相談シート」を作成しお渡します。
- ・お渡しした相談シートは相談の際に持参してください。
- ・相談を希望する不動産事業者に、相談概要を事前につなぐなど、仙台市が相談のサポートをすることもできます。

不動産事業者に、本制度による相談を希望する旨を電話等で連絡のうえ、相談して下さい。

以下の書類があれば、事前にご準備し、相談時にご持参ください。

- ・登記事項証明書（登記簿謄本）
- ・土地測量図・境界確定図
- ・建築設計図書（図面）
- ・建築確認済証、検査済証
- ・売買契約書、重要事項説明書
- ・マンション管理規約

二日町第五仮庁舎
(オンワード桜山仙台ビル)
※令和4年7月25日から
仮移転しています



仙台市 都市整備局 住宅政策課
仙台市青葉区二日町 12-34
二日町第五仮庁舎 9階
電話：022-214-8330（直通）